

高齢者の「こまった」を「よかった」へ

4月より高齢者タクシー利用料金助成事業を開始します。

福祉部高齢福祉課

運転免許証を返納したため車の運転ができず、かつ、近くに支援する親族がないなどの一定の要件を満たす高齢交通弱者の買い物支援、病院への通院支援、また、高齢者の引きこもり予防のための外出支援や様々な社会活動への参加促進を目的として、在宅の高齢者がいつでもどこへでも外出する際に利用するタクシー運賃の一部を助成します。

記

1 助成内容

外出する際に利用するタクシー料金に対し、利用助成券（1枚につき400円）を年間24枚交付します。助成券の利用できる枚数は、タクシー1台1回当たり1枚までです。ただし、タクシーの運賃が800円を超えた場合には、2枚（800円）を限度として利用できます。

2 対象の方

市内在住で以下のいずれかに該当する方

- ・65歳以上でひとり暮らしの方
- ・70歳以上の高齢者だけでお住まいの方
- ・70歳以上で市民税非課税世帯の方

※ただし、自家用車を所有かつ運転される方は対象外となります。詳しくは、高齢福祉課、支所住民福祉課まで